

現行（本編 P.14）	改定後																																				
<p><b>3 欠格要件</b></p> <p>法第7条第5項第4号に掲げる欠格事項については、次のとおりです。なお、対象者には、申請者のほか、法定代理人、<u>役員※1</u>及び<u>政令で定める使用人※2</u>も含まれます。</p> <p>法では、一般廃棄物収集運搬業の許可に際して、欠格事項に該当しないことをその要件としているほか、許可を取得した者が欠格事項に該当した場合には、その許可を取り消す行政処分を必ず行います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条項</th> <th>欠格事項の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ</td> <td>心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの※3</td> </tr> <tr> <td>ロ</td> <td>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</td> </tr> <tr> <td>ハ</td> <td><b>禁錮</b>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</td> </tr> <tr> <td>ニ</td> <td>法、浄化槽法（昭和58年法律第43号）<u>その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの※4</u>若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条（傷害）、第206条（現場助勢）、第208条（暴行）、第208条の2（凶器準備集合及び結集）、第222条（脅迫）若しくは第247条（背任）の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</td> </tr> <tr> <td>ホ</td> <td>第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（第14条の6において準用する場合を含む。））に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の<u>役員※1</u>であつた者で当該取消の日から5年を経過しないものを含む。）</td> </tr> <tr> <td>ヘ</td> <td>第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの</td> </tr> <tr> <td>ト</td> <td>へに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、への通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の<u>役員※1</u>若しくは<u>政令で定める使用人※2</u>であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の<u>政令で定める使用人※2</u>であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの</td> </tr> <tr> <td>チ</td> <td>その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</td> </tr> </tbody> </table>	条項	欠格事項の内容	イ	心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの※3	ロ	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	ハ	<b>禁錮</b> 以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者	ニ	法、浄化槽法（昭和58年法律第43号） <u>その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの※4</u> 若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条（傷害）、第206条（現場助勢）、第208条（暴行）、第208条の2（凶器準備集合及び結集）、第222条（脅迫）若しくは第247条（背任）の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者	ホ	第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（第14条の6において準用する場合を含む。））に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の <u>役員※1</u> であつた者で当該取消の日から5年を経過しないものを含む。）	ヘ	第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの	ト	へに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、への通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の <u>役員※1</u> 若しくは <u>政令で定める使用人※2</u> であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の <u>政令で定める使用人※2</u> であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの	チ	その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者	<p><b>3 欠格要件</b></p> <p>法第7条第5項第4号に掲げる欠格事項については、次のとおりです。なお、対象者には、申請者のほか、法定代理人、<u>役員※1</u>及び<u>政令で定める使用人※2</u>も含まれます。</p> <p>法では、一般廃棄物収集運搬業の許可に際して、欠格事項に該当しないことをその要件としているほか、許可を取得した者が欠格事項に該当した場合には、その許可を取り消す行政処分を必ず行います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条項</th> <th>欠格事項の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ</td> <td>心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの※3</td> </tr> <tr> <td>ロ</td> <td>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</td> </tr> <tr> <td>ハ</td> <td><b>拘禁刑</b>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</td> </tr> <tr> <td>ニ</td> <td>法、浄化槽法（昭和58年法律第43号）<u>その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの※4</u>若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条（傷害）、第206条（現場助勢）、第208条（暴行）、第208条の2（凶器準備集合及び結集）、第222条（脅迫）若しくは第247条（背任）の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</td> </tr> <tr> <td>ホ</td> <td>第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（第14条の6において準用する場合を含む。））に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の<u>役員※1</u>であつた者で当該取消の日から5年を経過しないものを含む。）</td> </tr> <tr> <td>ヘ</td> <td>第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの</td> </tr> <tr> <td>ト</td> <td>へに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、への通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の<u>役員※1</u>若しくは<u>政令で定める使用人※2</u>であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の<u>政令で定める使用人※2</u>であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの</td> </tr> <tr> <td>チ</td> <td>その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</td> </tr> </tbody> </table>	条項	欠格事項の内容	イ	心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの※3	ロ	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	ハ	<b>拘禁刑</b> 以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者	ニ	法、浄化槽法（昭和58年法律第43号） <u>その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの※4</u> 若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条（傷害）、第206条（現場助勢）、第208条（暴行）、第208条の2（凶器準備集合及び結集）、第222条（脅迫）若しくは第247条（背任）の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者	ホ	第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（第14条の6において準用する場合を含む。））に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の <u>役員※1</u> であつた者で当該取消の日から5年を経過しないものを含む。）	ヘ	第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの	ト	へに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、への通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の <u>役員※1</u> 若しくは <u>政令で定める使用人※2</u> であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の <u>政令で定める使用人※2</u> であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの	チ	その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
条項	欠格事項の内容																																				
イ	心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの※3																																				
ロ	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者																																				
ハ	<b>禁錮</b> 以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者																																				
ニ	法、浄化槽法（昭和58年法律第43号） <u>その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの※4</u> 若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条（傷害）、第206条（現場助勢）、第208条（暴行）、第208条の2（凶器準備集合及び結集）、第222条（脅迫）若しくは第247条（背任）の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者																																				
ホ	第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（第14条の6において準用する場合を含む。））に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の <u>役員※1</u> であつた者で当該取消の日から5年を経過しないものを含む。）																																				
ヘ	第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの																																				
ト	へに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、への通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の <u>役員※1</u> 若しくは <u>政令で定める使用人※2</u> であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の <u>政令で定める使用人※2</u> であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの																																				
チ	その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者																																				
条項	欠格事項の内容																																				
イ	心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの※3																																				
ロ	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者																																				
ハ	<b>拘禁刑</b> 以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者																																				
ニ	法、浄化槽法（昭和58年法律第43号） <u>その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの※4</u> 若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条（傷害）、第206条（現場助勢）、第208条（暴行）、第208条の2（凶器準備集合及び結集）、第222条（脅迫）若しくは第247条（背任）の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者																																				
ホ	第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（第14条の6において準用する場合を含む。））に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の <u>役員※1</u> であつた者で当該取消の日から5年を経過しないものを含む。）																																				
ヘ	第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの																																				
ト	へに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、への通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の <u>役員※1</u> 若しくは <u>政令で定める使用人※2</u> であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の <u>政令で定める使用人※2</u> であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの																																				
チ	その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者																																				

現行（本編 P.24）

(3) 罰則一覧

法に基づく罰則のうち、主なものは、次のとおりです。

違反行為（関係条項）	罰則	罰条
○ 無許可で一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行ったとき（法第7条第1項又は第6項） ※	5年以下の懲役 若しくは 1千万円以下の罰金 又は この併科	法第25条第1項第1号
○ 不正の手段により一般廃棄物収集運搬業又は処分業の許可を取得したとき（法第7条第1項、第2項、第6項、第7項）※		法第25条第1項第2号
○ 許可を受けずに許可を受けた事業範囲以外の一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業を行ったとき（法第7条の2第1項） ※		法第25条第1項第3号
○ 不正の手段により一般廃棄物収集運搬業又は処分業の事業範囲の変更許可を取得したとき（法第7条の2第1項） ※		法第25条第1項第4号
○ 事業停止命令に違反したとき（法第7条の3）		法第25条第1項第5号
○ 措置命令に違反したとき（法第19条の4第1項）		法第25条第1項第5号
○ 自己の名義をもって、他人に一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせたとき（法第7条の5）		法第25条第1項第7号
○ 環境大臣の確認を受けることなく一般廃棄物を輸出したとき（法第10条第1項）及びその未遂 ※		法第25条第1項第12号 法第25条第2項
○ みだりに廃棄物を捨てたとき（法第16条）及びその未遂 ※		法第25条第1項第14号 法第25条第2項
○ 違法に廃棄物を焼却したとき（法第16条の2）及びその未遂 ※		法第25条第1項第15号 法第25条第2項
○ 他人に一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を委託したとき（法第7条第14項）	3年以下の懲役 若しくは 3百万円以下の罰金 又は この併科	法第26条第1号
○ 改善命令に違反したとき（法第19条の3）		法第26条第2号
○ みだりに廃棄物を捨てる又は違法に廃棄物を焼却する目的で廃棄物の収集又は運搬を行ったとき		法第26条第6号
○ 一般廃棄物を環境大臣の確認なく輸出する目的でその予備をしたとき	2年以下の懲役若しくは2百万円以下の罰金又はこの併科	法第27条
○ 欠格要件該当の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき（法第7条の2第4項）	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金	法第29条第1号
○ 帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を5年間保存しなかったとき（法第7条第15項、第16項）	30万円以下の罰金	法第30条第1号
○ 業務の廃止又は変更の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき（法第7条の2第3項）		法第30条第2号
○ 求められた報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき（法第18条）		法第30条第7号
○ 立入検査若しくは収去を拒み、妨げ、又は忌避したとき（法第19条第1項）		法第30条第8号

⑩ 表に掲げた違反行為にはすべて両罰規定が適用され、行為者が処罰されるほか、その法人又は個人にも各本条の罰金刑（※印のあるものは、法人の場合3億円以下の罰金刑）が科せられます（法第32条）。

改定後

(3) 罰則一覧

法に基づく罰則のうち、主なものは、次のとおりです。

違反行為（関係条項）	罰則	罰条
○ 無許可で一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行ったとき（法第7条第1項又は第6項） ※	5年以下の拘禁刑 若しくは 1千万円以下の罰金 又は この併科	法第25条第1項第1号
○ 不正の手段により一般廃棄物収集運搬業又は処分業の許可を取得したとき（法第7条第1項、第2項、第6項、第7項）※		法第25条第1項第2号
○ 許可を受けずに許可を受けた事業範囲以外の一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業を行ったとき（法第7条の2第1項） ※		法第25条第1項第3号
○ 不正の手段により一般廃棄物収集運搬業又は処分業の事業範囲の変更許可を取得したとき（法第7条の2第1項） ※		法第25条第1項第4号
○ 事業停止命令に違反したとき（法第7条の3）		法第25条第1項第5号
○ 措置命令に違反したとき（法第19条の4第1項）		法第25条第1項第5号
○ 自己の名義をもって、他人に一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせたとき（法第7条の5）		法第25条第1項第7号
○ 環境大臣の確認を受けることなく一般廃棄物を輸出したとき（法第10条第1項）及びその未遂 ※		法第25条第1項第12号 法第25条第2項
○ みだりに廃棄物を捨てたとき（法第16条）及びその未遂 ※		法第25条第1項第14号 法第25条第2項
○ 違法に廃棄物を焼却したとき（法第16条の2）及びその未遂 ※		法第25条第1項第15号 法第25条第2項
○ 他人に一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を委託したとき（法第7条第14項）	3年以下の拘禁刑 若しくは 3百万円以下の罰金 又は この併科	法第26条第1号
○ 改善命令に違反したとき（法第19条の3）		法第26条第2号
○ みだりに廃棄物を捨てる又は違法に廃棄物を焼却する目的で廃棄物の収集又は運搬を行ったとき		法第26条第6号
○ 一般廃棄物を環境大臣の確認なく輸出する目的でその予備をしたとき	2年以下の拘禁刑若しくは2百万円以下の罰金又はこの併科	法第27条
○ 欠格要件該当の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき（法第7条の2第4項）	6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金	法第29条第1号
○ 帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を5年間保存しなかったとき（法第7条第15項、第16項）	30万円以下の罰金	法第30条第1号
○ 業務の廃止又は変更の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき（法第7条の2第3項）		法第30条第2号
○ 求められた報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき（法第18条）		法第30条第7号
○ 立入検査若しくは収去を拒み、妨げ、又は忌避したとき（法第19条第1項）		法第30条第8号

⑩ 表に掲げた違反行為にはすべて両罰規定が適用され、行為者が処罰されるほか、その法人又は個人にも各本条の罰金刑（※印のあるものは、法人の場合3億円以下の罰金刑）が科せられます（法第32条）。

一般廃棄物収集運搬業の手引き 新旧対照表

現行（資料編 P.資 3（廃棄物の処理及び清掃に関する法律））	改定後
<p>期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。</p> <p>4 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。</p> <p>5 市町村長は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>一 当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。</p> <p>二 その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。</p> <p>三 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの</p> <p>ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>ハ <b>禁錮</b>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>ニ この法律、浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>ホ 第七条の四第一項(第四号に係る部分を除く。)若しくは第二項若しくは第十四条の三の二第一項(第四号に係る部分を除く。)若しくは第二項(これらの規定を第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。)(又は浄化槽法第四十一条第三項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(第七条の四第一項第三号又は第十四条の三の二第一項第三号(第十四条の六において準用する場合を含む。))に該当することにより許可が取り消された場合を除く。))においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同程度の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第八条の五第六項及び第十四条第五項第二号ニにおいて同じ。))であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。)</p> <p>ヘ 第七条の四若しくは第十四条の三の二(第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。)(又は浄化槽法第四十一条第二項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第三項(第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。))の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。))の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。))で、当該届出の日から五年を経過しないもの</p> <p>ト ヘに規定する期間内に次条第三項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。))の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ヘの通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。))の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。))の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの</p> <p>チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</p> <p>リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第十四条第五項第二号ハにおいて同じ。))がイからチまでのいずれかに該当するもの</p> <p>ヌ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>ル 個人で政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>11 第一項又は第六項の許可には、一般廃棄物の収集を行うことができる区域を定め、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。</p> <p>12 第一項の許可を受けた者(以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。))及び第六項の許可を受けた者</p>	<p>期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。</p> <p>4 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。</p> <p>5 市町村長は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>一 当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。</p> <p>二 その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。</p> <p>三 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの</p> <p>ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>ハ <b>拘禁刑</b>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>ニ この法律、浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>ホ 第七条の四第一項(第四号に係る部分を除く。)若しくは第二項若しくは第十四条の三の二第一項(第四号に係る部分を除く。)(若しくは第二項(これらの規定を第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。)(又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(第七条の四第一項第三号又は第十四条の三の二第一項第三号(第十四条の六において準用する場合を含む。))に該当することにより許可が取り消された場合を除く。))においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同程度の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第八条の五第六項及び第十四条第五項第二号ニにおいて同じ。))であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。)</p> <p>ヘ 第七条の四若しくは第十四条の三の二(第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。)(又は浄化槽法第四十一条第二項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第三項(第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。))の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。))の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。))で、当該届出の日から五年を経過しないもの</p> <p>ト ヘに規定する期間内に次条第三項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。))の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ヘの通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。))の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。))の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの</p> <p>チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</p> <p>リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第十四条第五項第二号ハにおいて同じ。))がイからチまでのいずれかに該当するもの</p> <p>ヌ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>ル 個人で政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>11 第一項又は第六項の許可には、一般廃棄物の収集を行うことができる区域を定め、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。</p> <p>12 第一項の許可を受けた者(以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。))及び第六項の許可を受けた者</p>

一般廃棄物収集運搬業の手引き 新旧対照表

現行（資料編 P.資 8（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則））	改定後
<p>ハ 当該特定家庭用機器一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。</p> <p>ニ 積替施設を有する場合にあつては、当該特定家庭用機器一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。</p> <p>ホ 当該収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。</p> <p>ヘ 当該収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。</p> <p>ト 法第七条第五項第四号イからルまでのいずれにも該当しないこと。</p> <p>チ 法、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）又は令第四条の六に規定する法令の規定による不利益処分（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第四号に規定する不利益処分をいう。以下「不利益処分」という。）を受け、その不利益処分のあつた日から五年を経過しない者（当該不利益処分を受けた者が法人である場合においては、当該不利益処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第十二条の十二の二十八を除き、以下同じ。）であつた者で当該不利益処分のあつた日から五年を経過しないものを含む。以下同じ。）に該当しないこと。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>九 特定家庭用機器（特定家庭用機器再商品化法第二条第四項に規定する特定家庭用機器をいう。以下同じ。）、スプリングマットレス、自動車用タイヤ又は自動車用鉛蓄電池の販売を業として行う者であつて、当該業を行う区域において、その物品又はその物品と同種のものが一般廃棄物となつたものを適正に収集又は運搬するもの（次のいずれにも該当するものに限り、かつ、一般廃棄物処理基準に従い、当該一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う場合に限る。）</p> <p>イ 法第七条第五項第四号イからルまでのいずれにも該当しないこと。</p> <p>ロ 不利益処分を受け、その不利益処分のあつた日から五年を経過しない者に該当しないこと。</p> <p>十 引越荷物を運送する業務を行う者（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条の規定による許可を受けた者、同法第三十六条第一項の規定による届出をした者又は同法第三十七条第三項に規定する特定第二種貨物利用運送事業者のうち道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第二項に規定する自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。）による運送を行うものに限る。以下「引越荷物運送業者」という。）であつて、次のいずれにも該当するもの（一般廃棄物処理基準に従い、転居する者が転居の際に排出する一般廃棄物（日常生活に伴つて生じたものに限る。以下「転居廃棄物」という。）のみの収集又は運搬を営利を目的とせず業として行う場合に限る。）</p> <p>イ 転居する者から転居廃棄物の収集又は運搬について次に掲げる事項を記載した文書の交付を受け、かつ、当該文書に記載した事項に基づき、転居廃棄物を所定の場所まで運搬し、当該所定の場所において市町村又は一般廃棄物収集運搬業者に引き渡すこと。</p> <p>(1) 当該収集又は運搬に係る転居廃棄物の種類及び数量</p> <p>(2) 引越荷物運送業者が管理する所定の場所の所在地</p> <p>(3) 当該所定の場所において当該転居廃棄物を引き渡す市町村の名称又は一般廃棄物収集運搬業者の氏名若しくは名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名</p> <p>ロ 法第七条第五項第四号イからルまでのいずれにも該当しないこと。</p> <p>ハ 不利益処分を受け、その不利益処分のあつた日から五年を経過しない者に該当しないこと。</p> <p>&lt;以下省略&gt;</p> <p>（一般廃棄物収集運搬業の許可の基準）</p> <p><b>第2条の2</b> 法第七条第五項第三号（法第七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 施設に係る基準</p> <p>イ 一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。</p> <p>ロ 積替施設を有する場合には、一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。</p> <p>二 申請者の能力に係る基準</p> <p>イ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。</p> <p>ロ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。</p> <p><b>第2条の2の2</b> 法第七条第五項第四号イの環境省令で定める者は、精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p>	<p>ハ 当該特定家庭用機器一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。</p> <p>ニ 積替施設を有する場合にあつては、当該特定家庭用機器一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。</p> <p>ホ 当該収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。</p> <p>ヘ 当該収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。</p> <p>ト 法第七条第五項第四号イからルまでのいずれにも該当しないこと。</p> <p>チ 法、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）又は令第四条の六に規定する法令の規定による不利益処分（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第四号に規定する不利益処分をいう。以下「不利益処分」という。）を受け、その不利益処分のあつた日から五年を経過しない者（当該不利益処分を受けた者が法人である場合においては、当該不利益処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第十二条の十二の二十八を除き、以下同じ。）であつた者で当該不利益処分のあつた日から五年を経過しないものを含む。以下同じ。）に該当しないこと。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>九 特定家庭用機器（特定家庭用機器再商品化法第二条第四項に規定する特定家庭用機器をいう。以下同じ。）、スプリングマットレス、自動車用タイヤ、自動車用鉛蓄電池又はリチウム蓄電池（<b>道路交通法（昭和二十五年法律第百五号）第二条第一項第九号に規定する自動車、同項第十号に規定する原動機付自転車、同項第十一号の三に規定する移動用小型車、同項第十一号の四に規定する身体障害者用の車又は同項第十一号の五に規定する遠隔操作型小型車の部品に限る。</b>）の販売を業として行う者であつて、当該業を行う区域において、その物品又はその物品と同種のものが一般廃棄物となつたものを適正に収集又は運搬するもの（次のいずれにも該当するものに限り、かつ、一般廃棄物処理基準に従い、当該一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う場合に限る。）</p> <p>イ 法第七条第五項第四号イからルまでのいずれにも該当しないこと。</p> <p>ロ 不利益処分を受け、その不利益処分のあつた日から五年を経過しない者に該当しないこと。</p> <p>十 引越荷物を運送する業務を行う者（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条の規定による許可を受けた者、同法第三十六条第一項の規定による届出をした者又は同法第三十七条第三項に規定する特定第二種貨物利用運送事業者のうち道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第二項に規定する自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。）による運送を行うものに限る。以下「引越荷物運送業者」という。）であつて、次のいずれにも該当するもの（一般廃棄物処理基準に従い、転居する者が転居の際に排出する一般廃棄物（日常生活に伴つて生じたものに限る。以下「転居廃棄物」という。）のみの収集又は運搬を営利を目的とせず業として行う場合に限る。）</p> <p>イ 転居する者から転居廃棄物の収集又は運搬について次に掲げる事項を記載した文書の交付を受け、かつ、当該文書に記載した事項に基づき、転居廃棄物を所定の場所まで運搬し、当該所定の場所において市町村又は一般廃棄物収集運搬業者に引き渡すこと。</p> <p>(1) 当該収集又は運搬に係る転居廃棄物の種類及び数量</p> <p>(2) 引越荷物運送業者が管理する所定の場所の所在地</p> <p>(3) 当該所定の場所において当該転居廃棄物を引き渡す市町村の名称又は一般廃棄物収集運搬業者の氏名若しくは名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名</p> <p>ロ 法第七条第五項第四号イからルまでのいずれにも該当しないこと。</p> <p>ハ 不利益処分を受け、その不利益処分のあつた日から五年を経過しない者に該当しないこと。</p> <p>&lt;以下省略&gt;</p> <p>（一般廃棄物収集運搬業の許可の基準）</p> <p><b>第2条の2</b> 法第七条第五項第三号（法第七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 施設に係る基準</p> <p>イ 一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。</p> <p>ロ 積替施設を有する場合には、一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。</p> <p>二 申請者の能力に係る基準</p> <p>イ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。</p> <p>ロ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。</p> <p><b>第2条の2の2</b> 法第七条第五項第四号イの環境省令で定める者は、精神の機能の障害により、廃棄物</p>

現行（資料編 P.資 14（堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則））	改定後
<p style="text-align: center;"><b>堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則</b> (抜粋：一般廃棄物収集運搬業関係)</p> <p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)及び堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例(平成5年条例第5号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の施行について必要な事項を定め、併せて条例の施行について必要な事項を定める。 (事業用大規模建築物)</p> <p><b>第2条</b> 条例第12条第1項に規定する事業用大規模建築物(以下単に「事業用大規模建築物」という。)は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 事業の用に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以上の建築物</p> <p>(2) 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗(廃棄物管理責任者の選任等)</p> <p><b>第2条の2</b> 条例第12条第3項の規定による廃棄物管理責任者の選任については、事業用大規模建築物の管理について権限を有する者のうちから、当該事業用大規模建築物ごとに行わなければならない。</p> <p><b>2</b> 前項の選任については、同時に他の事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者とならないようにしなければならない。ただし、事業用大規模建築物の所有者又は事業者が同一の者である場合で、同時に他の事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者となってもその業務の遂行に支障がないと認められるときは、この限りでない。</p> <p><b>3</b> 条例第12条第3項の規定による廃棄物管理責任者の選任の届出は、選任した日から30日以内に<b>廃棄物管理責任者選任(変更)届</b>(様式第1号)を提出することにより行わなければならない。廃棄物管理責任者を変更したときも同様とする。 (計画書の作成及び提出)</p> <p><b>第2条の3</b> 条例第12条第4項の規定による計画書の作成は、その年の4月1日から翌年の3月31日までの期間における計画について行わなければならない。</p> <p><b>2</b> 前項の計画書は、事業系一般廃棄物減量等計画書(様式第1号の2)により毎年5月31日までに市長に提出しなければならない。 (家庭廃棄物の処理の申出)</p> <p><b>第3条</b> 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合は、管理者とする。以下「占有者」という。)は、本市の区域内への転入等により新たに一般廃棄物の処理を受けようとするとき、又は本市の区域外への転出等により一般廃棄物の処理を必要としなくなったときは、市長に申し出てその指示に従わなければならない。 (一般廃棄物の区分及び処理基準)</p> <p><b>第4条</b> 条例第16条第5項の一般廃棄物の区分及び区分ごとの処理基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ごみ</p> <p>ア 家庭廃棄物</p> <p>(ア) 生活ごみ 週2回</p> <p>(イ) 粗大ごみ 処理の申込みによりその都度</p> <p>(ウ) 資源ごみ(缶、びん及びペットボトル) 月2回</p> <p>(エ) 資源ごみ(プラスチック製容器包装) 週1回</p> <p>(オ) 資源ごみ(おおむね最大の辺又は径が30cm以下の小型金属で家電製品を除くもの) 月1回</p> <p>(カ) 継続的な処理 毎日(日曜日及び1月1日から同月3日までの日を除く。)</p> <p>(キ) 臨時的な処理 処理の申込みによりその都度</p> <p>(ク) 直接搬入ごみ 搬入によりその都度</p> <p>イ 事業系廃棄物</p> <p>(ア) 継続的な処理 毎日(日曜日及び1月1日から同月3日までの日を除く。)</p> <p>(イ) 臨時的な処理 処理の申込みによりその都度</p> <p>(ウ) 直接搬入ごみ 搬入によりその都度</p> <p>(エ) 法第7条第12項に規定する一般廃棄物収集運搬業者(以下単に「一般廃棄物収集運搬業者」という。)による搬入ごみ 搬入によりその都度</p>	<p style="text-align: center;"><b>堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則</b> (抜粋：一般廃棄物収集運搬業関係)</p> <p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)及び堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例(平成5年条例第5号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の施行について必要な事項を定め、併せて条例の施行について必要な事項を定める。 (事業用大規模建築物)</p> <p><b>第2条</b> 条例第12条第1項に規定する事業用大規模建築物(以下単に「事業用大規模建築物」という。)は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 事業の用に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以上の建築物</p> <p>(2) 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗(廃棄物管理責任者の選任等)</p> <p><b>第2条の2</b> 条例第12条第3項の規定による廃棄物管理責任者の選任については、事業用大規模建築物の管理について権限を有する者のうちから、当該事業用大規模建築物ごとに行わなければならない。</p> <p><b>2</b> 前項の選任については、同時に他の事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者とならないようにしなければならない。ただし、事業用大規模建築物の所有者又は事業者が同一の者である場合で、同時に他の事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者となってもその業務の遂行に支障がないと認められるときは、この限りでない。</p> <p><b>3</b> 条例第12条第3項の規定による廃棄物管理責任者の選任の届出は、選任した日から30日以内に<b>廃棄物管理責任者選任(変更)届出書</b>(様式第1号)を提出することにより行わなければならない。廃棄物管理責任者を変更したときも同様とする。 (計画書の作成及び提出)</p> <p><b>第2条の3</b> 条例第12条第4項の規定による計画書の作成は、その年の4月1日から翌年の3月31日までの期間における計画について行わなければならない。</p> <p><b>2</b> 前項の計画書は、事業系一般廃棄物減量等計画書(様式第1号の2)により毎年5月31日までに市長に提出しなければならない。 (家庭廃棄物の処理の申出)</p> <p><b>第3条</b> 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合は、管理者とする。以下「占有者」という。)は、本市の区域内への転入等により新たに一般廃棄物の処理を受けようとするとき、又は本市の区域外への転出等により一般廃棄物の処理を必要としなくなったときは、市長に申し出てその指示に従わなければならない。 (一般廃棄物の区分及び処理基準)</p> <p><b>第4条</b> 条例第16条第5項の一般廃棄物の区分及び区分ごとの処理の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ごみ</p> <p>ア 家庭廃棄物</p> <p>(ア) 生活ごみ 週2回</p> <p>(イ) 粗大ごみ 処理の申込みによりその都度</p> <p>(ウ) 資源ごみ(缶、びん及びペットボトル) 月2回</p> <p>(エ) 資源ごみ(プラスチック製容器包装) 週1回</p> <p>(オ) 資源ごみ(おおむね最大の辺又は径が30cm以下の小型金属で家電製品を除くもの) 月1回</p> <p>(カ) 水銀使用廃製品(蛍光灯、水銀体温計その他水銀等が使用されている製品の廃棄物をいう。) 拠点回収により随時</p> <p>(キ) 継続的な処理 毎日(日曜日及び1月1日から同月3日までの日を除く。)</p> <p>(ク) 臨時的な処理 処理の申込みによりその都度</p> <p>(ケ) 直接搬入ごみ 搬入によりその都度</p> <p>イ 事業系廃棄物</p> <p>(ア) 継続的な処理 毎日(日曜日及び1月1日から同月3日までの日を除く。)</p> <p>(イ) 臨時的な処理 処理の申込みによりその都度</p> <p>(ウ) 直接搬入ごみ 搬入によりその都度</p>

一般廃棄物収集運搬業の手引き 新旧対照表

現行（資料編 P.資 15（堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則））	改定後
<p>） 特定家庭用機器廃棄物 収集及び再商品化等施設への運搬 申込みによりその都度</p> <p>） 動物の死体(実験動物の死体のうち市において処理できないものを除く。)</p> <p>ア 収集、運搬及び処分 申込みによりその都度 処分のみ 搬入によりその都度</p> <p>） し尿 継続的な処理 おおむね月 2 回 臨時的な処理 処理の申込みによりその都度</p> <p>） 浄化槽<sup>そう</sup> 清掃汚泥、デイスボータ排水処理槽清掃汚泥及びし尿を含むビルビット汚泥(建築物の排水槽に堆積する汚泥で、し尿を含むものをいう。以下同じ。) 搬入によりその都度 (6) 前各号以外の廃棄物 処理の申込みによりその都度 (一般廃棄物の排出方法)</p> <p><b>第 4 条の 2</b> 前条第 1 号に掲げる廃棄物を排出しようとする者は、当該廃棄物を識別できる状態で排出しなければならない。この場合において、当該廃棄物を袋に収納して排出しようとするときは、次に掲げる基準に適合する袋を使用しなければならない。</p> <p>(1) 無色又は白色であって内容物を識別できる程度の透明度を有するものであること。 (2) 内容物が飛散し、及び流出するおそれのないものであること。 (分別収納)</p> <p><b>第 5 条</b> 市長は、必要があると認めるときは、占有者又は地域を指定して占有者に対し、廃棄物を可燃物、不燃物、再利用可能な物等の種類ごとに各別の容器又は設備に分別して収納することを指示することができる。 (搬入許可の申請等)</p> <p><b>第 7 条</b> 条例第 22 条第 1 項(条例第 26 条第 2 項において準用する場合を含む。)に規定する市長の許可(以下「搬入許可」という。)を受けようとする者は、<b>廃棄物搬入許可申請書(様式第 3 号(甲)(乙))</b>を市長に提出しなければならない。</p> <p><b>2</b> <b>前項の申請には、申請の内容を証する書類、市長が必要と認める書類等を提示し、又は添付しなければならない。</b></p> <p><b>3</b> 市長は、条例第 24 条の規定により搬入許可を取り消し得る場合において、特別の理由があると認めるときは、1 年を超えない範囲で市長が定める期間において当該搬入許可を停止するものとする。</p> <p><b>4</b> 搬入許可の取消処分を受けた者は、1 年を超えない範囲で市長が定める期間内においては、搬入許可の申請をすることができない。 (搬入許可書の交付等)</p> <p><b>第 8 条</b> 市長は、前条第 1 項の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、搬入を適当と認めるときは、廃棄物搬入許可書(様式第 4 号<b>(甲)(乙)</b>)を申請者に交付するものとする。</p> <p><b>2</b> 市長は、前項の規定により<b>廃棄物搬入許可書の交付を受けた者のうち、一般廃棄物収集運搬業者</b>(以下この条において「許可業者」という。)に対して、搬入許可を受けた収集運搬車両ごとに搬入承認カード(様式第 4 号の 2)を貸与するものとする。</p> <p><b>3</b> 許可業者は、市の処理施設への搬入に際しては、搬入承認カードを携帯し、当該施設の管理者から求められたときはこれを提示しなければならない。</p> <p><b>4</b> 許可業者は、廃棄物搬入許可書及び搬入承認カードを他人に譲渡し、若しくは貸し付け、又は不正に使用してはならない。</p> <p><b>5</b> 第 1 項の規定により廃棄物搬入許可書(様式第 4 号(甲)に限る。)の交付を受けた者に対する搬入許可の有効期間は、当該許可の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、許可業者に対する搬入許可の有効期間は、当該許可の日から当該申請者に係る一般廃棄物収集運搬業の許可の有効期間が満了する日までとする。</p> <p><b>6</b> 第 1 項の規定により廃棄物搬入許可書(様式第 4 号(乙)に限る。)の交付を受けた者に対する搬入許可は、当該許可書に記載された搬入物に限るものとする。</p> <p><b>7</b> 一般廃棄物収集運搬業の許可の取消処分を受けた許可業者に係る搬入許可の有効期間は、前項の規定にかかわらず、当該取消処分に係る通知が当該取消処分を受けた者に到達した日までとする。</p> <p><b>8</b> 前項の場合において、許可業者は、失効した廃棄物搬入許可書及び搬入承認カードを、速やかに市長に返納しなければならない。</p>	<p>） 法第 7 条第 12 項に規定する一般廃棄物収集運搬業者(以下単に「一般廃棄物収集運搬業者」という。)による搬入ごみ 搬入によりその都度</p> <p>） 特定家庭用機器廃棄物 収集及び再商品化等施設への運搬 申込みによりその都度</p> <p>） 動物の死体(実験動物の死体のうち市において処理できないものを除く。)</p> <p><b>収集、運搬及び処分 申込みによりその都度</b> 処分のみ 搬入によりその都度</p> <p>） し尿 継続的な処理 おおむね月 2 回 臨時的な処理 処理の申込みによりその都度</p> <p>） 浄化槽<sup>そう</sup> 清掃汚泥、デイスボータ排水処理槽清掃汚泥及びし尿を含むビルビット汚泥(建築物の排水槽に堆積する汚泥で、し尿を含むものをいう。以下同じ。) 搬入によりその都度 (6) 前各号以外の廃棄物 処理の申込みによりその都度 (一般廃棄物の排出方法)</p> <p><b>第 4 条の 2</b> 前条第 1 号に掲げる廃棄物を排出しようとする者は、当該廃棄物を識別できる状態で排出しなければならない。この場合において、当該廃棄物を袋に収納して排出しようとするときは、次に掲げる基準に適合する袋を使用しなければならない。</p> <p>(1) 無色又は白色であって内容物を識別できる程度の透明度を有するものであること。 (2) 内容物が飛散し、及び流出するおそれのないものであること。 (分別収納)</p> <p><b>第 5 条</b> 市長は、必要があると認めるときは、占有者又は地域を指定して占有者に対し、廃棄物を可燃物、不燃物、再利用可能な物等の種類ごとに各別の容器又は設備に分別して収納することを指示することができる。 (搬入許可の申請等)</p> <p><b>第 7 条</b> 条例第 22 条第 1 項(条例第 26 条第 2 項において準用する場合を含む。)に規定する市長の許可(以下「搬入許可」という。)を受けようとする者は、<b>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める申請書を市長に提出しなければならない。</b></p> <p>(1) 一般廃棄物収集運搬業者 廃棄物搬入許可申請書(様式第 3 号(甲)) (2) 第 4 条第 1 号ア(ケ)又はイ(ウ)に掲げるごみの搬入を行おうとする者(次号に掲げる者を除く。) 廃棄物搬入許可申請書(様式第 3 号(乙)) (3) 第 4 条第 1 号イ(ウ)に掲げるごみの搬入を行おうとする者(申請日の属する年度の前年度において 24 回以上当該ごみの搬入を行った者又は市長が別に定める期間内において 24 回以上当該ごみの搬入を行う見込みである者に限る。) 廃棄物搬入許可申請書(様式第 3 号(丙))</p> <p><b>2</b> <b>前項の規定による申請書の提出を行うときは、申請の内容を証する書類、市長が必要と認める書類等を提示し、又は添付しなければならない。</b></p> <p><b>3</b> 市長は、条例第 24 条の規定により搬入許可を取り消し得る場合において、特別の理由があると認めるときは、1 年を超えない範囲で市長が定める期間において当該搬入許可を停止するものとする。</p> <p><b>4</b> 搬入許可の取消処分を受けた者は、1 年を超えない範囲で市長が定める期間内においては、搬入許可の申請をすることができない。 (搬入許可書の交付等)</p> <p><b>第 8 条</b> 市長は、前条第 1 項の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、搬入を適当と認めるときは、廃棄物搬入許可書(様式第 4 号(甲)(乙)<b>(丙)</b>)を申請者に交付するものとする。</p> <p><b>2</b> 市長は、前項の規定により<b>廃棄物搬入許可書(様式第 4 号(甲)に限る。)</b>の<b>交付を受けた者(以下この条において「許可業者」という。)</b>に対して、搬入許可を受けた収集運搬車両ごとに搬入承認カード(様式第 4 号の 2)を貸与するものとする。</p> <p><b>3</b> 許可業者は、市の処理施設への搬入に際しては、搬入承認カードを携帯し、当該施設の管理者から求められたときはこれを提示しなければならない。</p> <p><b>4</b> 許可業者は、廃棄物搬入許可書及び搬入承認カードを他人に譲渡し、若しくは貸し付け、又は不正に使用してはならない。</p> <p><b>5</b> <b>許可業者に対する搬入許可の有効期間は、当該許可の日から当該許可業者に係る一般廃棄物収集運搬業の許可の有効期間が満了する日までとする。</b></p> <p><b>6</b> 第 1 項の規定により廃棄物搬入許可書(様式第 4 号(乙)に限る。)の交付を受けた者に対する搬入許可は、当該許可書に記載された搬入物に限るものとする。</p>

現行（資料編 P.資 16（堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則））	改定後
<p>（搬入許可書の再交付等）</p> <p><b>第8条の2</b> 前条第1項の規定により廃棄物搬入許可書の交付を受けた者は、当該廃棄物搬入許可書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、廃棄物搬入許可書再交付申請書（様式第4号の3）により市長に廃棄物搬入許可書の再交付を申請することができる。</p> <p>2 前条第2項の規定により搬入承認カードを貸与された者は、当該搬入承認カードを亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、搬入承認カード再貸与申請書（様式第4号の4）により市長に搬入承認カードの再貸与を申請することができる。</p> <p>3 汚損又は破損により前2項の規定による申請をしようとする者は、汚損し、又は破損した当該廃棄物搬入許可書又は搬入承認カードを申請書に添付しなければならない。</p> <p>4 亡失により第1項の規定による再交付又は第2項の規定による再貸与を受けた者は、亡失した廃棄物搬入許可書又は搬入承認カードを発見したときは、発見した当該廃棄物搬入許可書又は搬入承認カードを直ちに市長に返納しなければならない。</p> <p>5 前条第2項の規定により搬入承認カードを貸与された者は、当該搬入承認カードを亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、当該搬入承認カードについて賠償しなければならない。</p> <p>（搬入許可の変更承認）</p> <p><b>第8条の3</b> 第8条第1項の規定により廃棄物搬入許可書（様式第4号(甲)に限る。）の交付を受けた者は、次の事項を変更しようとするときは、あらかじめ廃棄物搬入許可変更承認申請書（様式第4号の5）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、搬入車両の台数を減らす場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 搬入車両 (2) 廃棄物の内容</p> <p>2 前項の廃棄物搬入許可変更承認申請書には、申請の内容を証する書類及び市長が必要と認める書類等を添付しなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の承認をしたときは、廃棄物搬入許可書の書換え交付を行うものとする。</p> <p>4 前項の規定による<b>搬入許可書の書換え交付</b>を受ける者は、<b>書換え前</b>の許可書を市長に返納しなければならない。</p> <p>（承認を要しない搬入許可の変更及び<b>搬入許可の廃止届出等</b>）</p> <p><b>第8条の4</b> 第8条第1項の規定により廃棄物搬入許可書（様式第4号(甲)に限る。）の交付を受けた者は、前条第1項各号に掲げる事項以外で当該許可書の記載内容に変更を生じたとき、又は許可を受けた搬入を廃止したときは、当該変更又は廃止があった日から10日以内に廃棄物搬入許可（変更・廃止）届出書（様式第4号の6）を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の届出書には、次の各号に掲げる場合に依りて、当該各号に定める書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 許可書の記載内容の変更の場合 変更内容を証する書類、市長が必要と認める書類等 (2) 許可を受けた搬入を廃止した場合 廃棄物搬入許可書</p> <p>3 前条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による許可書の記載内容に係る変更の届出について準用する。</p> <p>（受入基準）</p> <p><b>第9条</b> 条例第22条第2項の規則で定める受入基準は、別表第1のとおりとする。</p> <p><b>（一般廃棄物と併せて処理できる産業廃棄物の範囲）</b></p> <p><b>第10条</b> 削除 （一般廃棄物処理手数料）</p> <p><b>第11条</b> 条例第32条第1項の規則で定める額は、別表第2のとおりとする。ただし、第4条第1号ア（イ）の粗大ごみに係る手数料の額は、別表第3のとおりとする （一般廃棄物収集運搬業の許可の申請）</p> <p><b>第18条</b> 法第7条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者又は同条第2項の規定により許可の更新を受けようとする者（以下この条においてこれらを「申請者」という。）は、一般廃棄物収集運搬業（許可・更新許可）申請書（様式第8号）に次に掲げる書類及び図面を添付し、正本1部及び副本1部を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 事業計画の概要を記載した書類 (2) 事業の用に供する施設、事務所及び事業場の構造を明らかにする書類及び図面並びに当該施設の案内図及び配置図 (3) 申請者が前号の施設の所有権又は使用する権原を有することを証する書類</p>	<p><b>7</b> 第1項の規定により廃棄物搬入許可書（様式第4号(丙)に限る。）の交付を受けた者に対する搬入許可の有効期間は、当該許可の日からその日の属する年度の末日までとする。</p> <p><b>8</b> 一般廃棄物収集運搬業の許可の取消処分を受けた許可業者に係る搬入許可の有効期間は、第5項の規定にかかわらず、当該取消処分に係る通知が当該取消処分を受けた者に到達した日までとする。</p> <p><b>9</b> 前項の場合において、許可業者は、失効した廃棄物搬入許可書及び搬入承認カードを、速やかに市長に返納しなければならない。</p> <p>（搬入許可書の再交付等）</p> <p><b>第8条の2</b> 前条第1項の規定により廃棄物搬入許可書の交付を受けた者は、当該廃棄物搬入許可書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、廃棄物搬入許可書再交付申請書（様式第4号の3）により市長に廃棄物搬入許可書の再交付を申請することができる。</p> <p>2 前条第2項の規定により搬入承認カードを貸与された者は、当該搬入承認カードを亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、搬入承認カード再貸与申請書（様式第4号の4）により市長に搬入承認カードの再貸与を申請することができる。</p> <p>3 汚損又は破損により前2項の規定による申請をしようとする者は、汚損し、又は破損した当該廃棄物搬入許可書又は搬入承認カードを申請書に添付しなければならない。</p> <p>4 亡失により第1項の規定による再交付又は第2項の規定による再貸与を受けた者は、亡失した廃棄物搬入許可書又は搬入承認カードを発見したときは、発見した当該廃棄物搬入許可書又は搬入承認カードを直ちに市長に返納しなければならない。</p> <p>5 前条第2項の規定により搬入承認カードを貸与された者は、当該搬入承認カードを亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、当該搬入承認カードについて賠償しなければならない。</p> <p>（搬入許可の変更承認）</p> <p><b>第8条の3</b> 第8条第1項の規定により廃棄物搬入許可書（様式第4号(乙)を除く。）の交付を受けた者は、次の事項を変更しようとするときは、あらかじめ廃棄物搬入許可変更承認申請書（様式第4号の5）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、搬入車両の台数を減らす場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 搬入車両 (2) 廃棄物の内容</p> <p>2 前項の廃棄物搬入許可変更承認申請書には、申請の内容を証する書類及び市長が必要と認める書類等を添付しなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の承認をしたときは、廃棄物搬入許可書の書換え交付を行うものとする。</p> <p>4 前項の規定による<b>許可書の書換え交付</b>を受ける者は、<b>書換え前</b>の許可書を市長に返納しなければならない。</p> <p>（承認を要しない搬入許可の変更及び<b>廃止届出等</b>）</p> <p><b>第8条の4</b> 第8条第1項の規定により廃棄物搬入許可書（様式第4号(乙)を除く。）の交付を受けた者は、前条第1項各号に掲げる事項以外で当該許可書の記載内容に変更を生じたとき、又は許可を受けた搬入を廃止したときは、当該変更又は廃止があった日から10日以内に廃棄物搬入許可（変更・廃止）届出書（様式第4号の6）を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の届出書には、次の各号に掲げる場合に依りて、当該各号に定める書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 許可書の記載内容の変更の場合 変更内容を証する書類、市長が必要と認める書類等 (2) 許可を受けた搬入を廃止した場合 廃棄物搬入許可書</p> <p>3 前条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による許可書の記載内容に係る変更の届出について準用する。</p> <p>（受入基準）</p> <p><b>第9条</b> 条例第22条第2項の規則で定める受入基準は、別表第1のとおりとする。</p> <p><b>第10条</b> 削除 （一般廃棄物処理手数料）</p> <p><b>第11条</b> 条例第32条第1項の規則で定める額は、別表第2のとおりとする。ただし、第4条第1号ア（イ）の粗大ごみに係る手数料の額は、別表第3のとおりとする （一般廃棄物収集運搬業の許可の申請）</p> <p><b>第18条</b> 法第7条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者又は同条第2</p>

一般廃棄物収集運搬業の手引き 新旧対照表

現行（資料編 P.資 18（堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則））	改定後
<p>(5) 収集運搬車両について大阪運輸支局長の登録を受けており、当該登録において使用の本拠地が市内であり、自ら所有権又は使用する権原を有すること。</p> <p>(6) 収集運搬車両は、市長の許可する一般廃棄物収集運搬業の専用車両とすること。ただし、市内から発生する専ら再生利用の目的となる一般廃棄物である古紙又は古繊維を収集し、及び運搬する場合は、この限りでない。</p> <p>(7) 収集運搬車両を保管するために、市内において、一般廃棄物収集運搬業の許可等の申請者自ら所有権又は使用する権原を有する施設を有すること。</p> <p>(8) 法第7条第2項の規定による許可の更新の場合は、一般廃棄物収集運搬業に伴う収集及び運搬の実績量が、市長の定める量以上であること。</p> <p>(9) 一般廃棄物収集運搬業の許可等の申請者が、本市が課税した市税、消費税、地方消費税及び所得税（法人にあっては法人税）を滞納していないこと。</p> <p>&lt;以下省略&gt; (車両の表示等)</p> <p><b>第18条の5</b> 一般廃棄物収集運搬業者は、一般廃棄物収集運搬業の許可等を受けた車両に市長が別に定める表示及び塗装をしなければならない。ただし、浄化槽清掃汚泥、デイスポーザ排水処理槽清掃汚泥、し尿を含むビルピット汚泥並びに実験動物の死体及びふん尿（感染性一般廃棄物を除く。）の一般廃棄物収集運搬業の許可等を受けた車両は、この限りでない。 (一般廃棄物収集運搬業の変更承認申請)</p> <p><b>第18条の6</b> 一般廃棄物収集運搬業者は、次の事項を変更しようとするときは、あらかじめ一般廃棄物収集運搬業変更承認申請書（様式第10号の2）の正本1部及び副本1部を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、収集運搬車両の台数を減らす場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 収集運搬車両（前条ただし書に規定する車両を除く。）</p> <p>(2) 搬入先</p> <p><b>2</b> 前項の申請書には、申請の内容を証する書類並びに市長が必要と認める書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p><b>3</b> 市長は第1項の承認をしたときは、一般廃棄物収集運搬業変更承認書（様式第10号の3）を交付する。ただし、第1項第2号の事項の変更に係る承認をした場合は、当該承認書の交付に代えて一般廃棄物収集運搬業許可証（様式第11号）の書換え交付を行うことができる。 (一般廃棄物処理業の廃止及び変更の届出等)</p> <p><b>第18条の7</b> 一般廃棄物収集運搬業者又は法第7条第12項に規定する一般廃棄物処分業者（以下単に「一般廃棄物処分業者」という。）は、法第7条の2第3項の規定によりその事業を廃止し、又は変更したときは、当該廃止又は変更の日から10日以内に一般廃棄物処理業（廃止・変更）届出書（様式第10号の4）の正本1部及び副本1部を市長に提出しなければならない。</p> <p><b>2</b> 前項の届出書には、申請の内容を証する書類並びに市長が必要と認める書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p><b>3</b> 法第7条の2第4項の規定による届出は、該当するに至った日から2週間以内に、一般廃棄物処理業欠格要件該当届出書（様式第10号の5）の正本1部及び副本1部を提出することにより行うものとする。 (一般廃棄物処理業の許可証の交付)</p> <p><b>第19条</b> 市長は、法第7条第1項若しくは第2項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可若しくは許可の更新をしたとき、又は法第7条の2第1項の規定により当該事業の範囲の変更の許可をしたときは、一般廃棄物収集運搬業許可証を交付する。</p> <p><b>2</b> 市長は、法第7条第6項若しくは第7項の規定により一般廃棄物処分業の許可若しくは許可の更新をしたとき、又は法第7条の2第1項の規定により当該事業の範囲の変更の許可をしたときは、一般廃棄物処分業許可証（様式第12号）を交付する。 (許可証の書換え交付)</p> <p><b>第20条</b> 市長は、前条若しくは第23条の3の規定により交付した許可証又は省令第10条の2、省令第10条の6、省令第10条の14、省令第10条の18若しくは省令第12条の5の規定により交付した許可証の記載事項に変更があったときは、当該許可証を書換え交付する。</p> <p><b>2</b> 前項の規定による許可証の書換え交付を受ける者は、それぞれ書換え前の許可証を市長に返納しなければならない。</p>	<p><b>第20条</b> 市長は、前条若しくは第23条の3の規定により交付した許可証又は省令第10条の2、省令第10条の6、省令第10条の14、省令第10条の18若しくは省令第12条の5の規定により交付した許可証の記載事項に変更があったときは、当該許可証を書換え交付する。</p> <p><b>2</b> 市長は、第23条の9第4項又は第25条第2項の規定により交付した受理書の記載事項に変更があったときは、当該受理書を書換え交付する。</p> <p><b>3</b> 第1項の規定による許可証又は前項の規定による受理書の書換え交付を受ける者は、それぞれ書換え前の許可証又は受理書を市長に返納しなければならない。</p> <p>(許可証の再交付の申請)</p> <p><b>第21条</b> 第19条第1項若しくは第2項若しくは第23条の3又は省令第10条の2、省令第10条の6、省令第10条の14、省令第10条の18若しくは省令第12条の5の規定により許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、許可証再交付申請書（様式第13号）により市長に許可証の再交付を申請することができる。</p> <p><b>2</b> 汚損又は破損により前項の規定による再交付を申請しようとする者は、汚損又は破損した当該許可証を添付して申請しなければならない。</p> <p><b>3</b> 亡失により第1項の規定による再交付を受けた者は、亡失した許可証が発見されたときは、発見された当該許可証を直ちに返納しなければならない。 (違反業者に対する措置)</p> <p><b>第21条の2</b> 市長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が法若しくは条例若しくはこれらの規定に基づく処分違反する行為をしたとき、若しくは他人に対して当該行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が当該行為をすることを助けたとき、又は法第7条第11項の規定により当該許可に付した条件に違反したときは、期間を定めて、本市の処理施設への搬入の停止その他必要な措置を講ずることができる。 (一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可の更新の申請期間)</p> <p><b>第22条</b> 法第7条第2項、法第7条第7項、法第14条第2項、法第14条第7項、法第14条の4第2項又は法第14条の4第7項の規定により許可の更新を受けようとする者は、当該許可の有効期間が満了する日の<b>3月前</b>から当該許可の有効期間が満了する日までの間に市長に申請しなければならない。 (一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可証の返納)</p> <p><b>第23条</b> 第19条第1項若しくは第2項又は省令第10条の2、省令第10条の6、省令第10条の14若しくは省令第10条の18の規定により許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該許可証を市長に返納しなければならない。</p> <p>(1) 政令第4条の5、政令第4条の8、政令第6条の9、政令第6条の11、政令第6条の13又は政令第6条の14で定められる期間の経過により当該許可がその効力を失ったとき。</p> <p>(2) 法第7条の2（法第14条の2又は法第14条の5第3項において準用する場合を含む。）の規定により事業の全部を廃止した旨を市長に届け出たとき。</p> <p>(3) 法第7条の4（法第14条の3の2又は法第14条の6において準用する場合を含む。）又は法第14条の6第1項の規定により当該許可が取り消されたとき。 (書類の提出部数等)</p> <p><b>第29条</b> 省令において様式の定めがある申請書、届出書及び報告書の提出部数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省令第11条及び省令第12条の9の<b>申請書</b> 正本1部及び副本については市長が必要と認める部数</p> <p>(2) 省令第8条の27及び省令第12条の7の5の<b>報告書</b> 正本1部</p> <p>(3) 前2号を除く申請書、届出書及び報告書 正本1部及び副本1部 (委任)</p> <p><b>第30条</b> この規則の施行について必要な事項は、所管部長が定める。</p>

一般廃棄物収集運搬業の手引き 新旧対照表

現行（資料編 P.資 19（堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則））	改定後
<p>（許可証の再交付の申請）</p> <p><b>第 21 条</b> 第 19 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは第 23 条の 3 又は省令第 10 条の 2、省令第 10 条の 6、省令第 10 条の 14、省令第 10 条の 18 若しくは省令第 12 条の 5 の規定により許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、許可証再交付申請書（様式第 13 号）により市長に許可証の再交付を申請することができる。</p> <p><b>2</b> 汚損又は破損により前項の規定による再交付を申請しようとする者は、汚損又は破損した当該許可証を添付して申請しなければならない。</p> <p><b>3</b> 亡失により第 1 項の規定による再交付を受けた者は、亡失した許可証が発見されたときは、発見された当該許可証を直ちに返納しなければならない。</p> <p>（違反業者に対する措置）</p> <p><b>第 21 条の 2</b> 市長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が法若しくは条例若しくはこれらの規定に基づく処分違反の行為をしたとき、若しくは他人に対して当該行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が当該行為をすることを助けたとき、又は法第 7 条第 11 項の規定により当該許可に付した条件に違反したときは、期間を定めて、本市の処理施設への搬入の停止その他必要な措置を講ずることができる。</p> <p>（一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可の更新の申請期間）</p> <p><b>第 22 条</b> 法第 7 条第 2 項、法第 7 条第 7 項、法第 14 条第 2 項、法第 14 条第 7 項、法第 14 条の 4 第 2 項又は法第 14 条の 4 第 7 項の規定により許可の更新を受けようとする者は、当該許可の有効期間が満了する日の <b>3 箇月前</b> から当該許可の有効期間が満了する日までの間に市長に申請しなければならない。</p> <p>（一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可証の返納）</p> <p><b>第 23 条</b> 第 19 条第 1 項若しくは第 2 項又は省令第 10 条の 2、省令第 10 条の 6、省令第 10 条の 14 若しくは省令第 10 条の 18 の規定により許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該許可証を市長に返納しなければならない。</p> <p>(1) 政令第 4 条の 5、政令第 4 条の 8、政令第 6 条の 9、政令第 6 条の 11、政令第 6 条の 13 又は政令第 6 条の 14 で定められる期間の経過により当該許可がその効力を失ったとき。</p> <p>(2) 法第 7 条の 2（法第 14 条の 2 又は法第 14 条の 5 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により事業の全部を廃止した旨を市長に届け出たとき。</p> <p>(3) 法第 7 条の 4（法第 14 条の 3 の 2 又は法第 14 条の 6 において準用する場合を含む。）又は法第 14 条の 6 第 1 項の規定により当該許可が取り消されたとき。</p> <p>（書類の提出部数等）</p> <p><b>第 29 条</b> 省令において様式の定めがある申請書、届出書及び報告書の提出部数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省令第 11 条及び省令第 12 条の 9 の <b>廃棄物処理施設設置許可・変更許可申請書</b> 正本 1 部及び副本については市長が必要と認める部数</p> <p>(2) 省令第 8 条の 27 及び省令第 12 条の 7 の 5 の報告書 正本 1 部</p> <p>(3) 前 2 号を除く申請書、届出書及び報告書 正本 1 部及び副本 1 部</p> <p>（委任）</p> <p><b>第 30 条</b> この規則の施行について必要な事項は、所管部長が定める。</p>	<p>前頁に同じ</p>

一般廃棄物収集運搬業の手引き 新旧対照表

現行（資料編 P.資 23（堺市一般廃棄物収集運搬業に係る許可事務取扱要領））	改定後
<p>に定める法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）、役員若しくは使用人が同条同項同号イからヌまでに該当するか否かを関係機関に照会するものとする。</p> <p>4 市長は、第1項又は第2項に規定する審査の結果、当該基準に適合していないと認めるときは、一般廃棄物収集運搬業不許可通知書（様式第21号）に許可申請書の副本を添えて申請者に交付するものとする。</p> <p>（臨時車両の申請等）</p> <p><b>第12条</b> 許可業者は、許可車両がやむを得ない事由により使用できない場合又はごみ量の臨時的な増加等により、許可車両以外の車両（以下「臨時車両」という。）を臨時に使用せざるを得ないときは、規則第18条の7の規定に関わらず、あらかじめ臨時車両使用承認申請書（様式第22号（甲）（乙））を市長に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の申請において添付する書類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 許可車両がやむを得ない事由により使用できないことを証する書類又は臨時車両を使用せざるを得ないことを排出事業者が証する書類（臨時車両による増車（以下「臨時増車」という。）のうち年末年始における場合を除く。）</p> <p>(2) 臨時車両の自動車検査証の写し</p> <p>(3) 第3条第1項第1号の廃棄物を収集運搬する場合にあっては、収集運搬車両の積載方法等説明書（収集運搬車両がロータリー式またはバック式の圧縮方式を用いたものでない場合に限る。）</p> <p>(4) 臨時車両を使用する権原を有することを証する書類</p> <p>3 臨時車両の使用期間は、2週間を限度とする。ただし、次の各号に掲げる場合は当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 許可車両の故障等による修理でこの期間を超える臨時車両を必要とする場合 2週間毎にその進捗状況を記載した書類を提出したうえで、最長2か月間使用することができる。</p> <p>(2) 臨時増車（年末年始における臨時増車を除く。）の場合 年末年始における臨時増車期間を除く新規許可若しくは更新許可又は変更許可の許可期間中における使用日数は14日を限度とする。ただし、この日数を超える臨時増車を必要とする場合で市長がやむを得ない理由があると認める場合を除く。</p> <p>4 臨時車両の承認の基準は次のとおりとする。ただし、第2号及び第3号においては、第3条第1項第1号の廃棄物を収集運搬する場合に限る。</p> <p>(1) 処理施設への搬入の際に支障のない規格であること。</p> <p>(2) 自動排出機能を有し、かつ原則としてロータリー式又はバック式の圧縮方式を用いたものであること。</p> <p>(3) 運輸支局長の登録を受けた車両であること。</p> <p>(4) 年末年始における臨時増車で使用する車両台数は、当該申請者の許可車両台数と同数以下であること。</p> <p>(5) 前項第2号において使用する車両は、当該申請の理由のみに使用するもので、排出量等を勘案し必要最小限の車両台数であること。</p> <p>5 市長は、第1項の承認を行った者に対し、次のとおり交付及び貸与を行う。ただし、第2号においては、第3条第1項第1号の廃棄物を収集運搬する場合に限る。</p> <p>(1) 臨時車両使用承認申請書の副本（以下この条において「副本」という。）の交付</p> <p>(2) 臨時車両マグネット（様式第22号の2。以下「マグネット」という。）の貸与</p> <p>6 前項の規定による交付及び貸与を受けた者は、臨時車両の運行に際しては副本を携帯するとともに、マグネットを臨時車両の両側面に貼付するものとする。また、他の廃棄物処理業等に使用していると誤認しないようにすること。</p> <p>7 第5項の規定による交付及び貸与を受けた者は、当該副本及びマグネットを他人に譲渡し、若しくは貸し付け、又は不正に使用してはならない。</p> <p>（マグネットの亡失等）</p> <p><b>第12条の2</b> 前条第5項の規定によるマグネットの貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）は、当該マグネットを亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、亡失等に関する届出書（様式第22号の3）を作成し、亡失等の日から10日以内に市長に提出しなければならない。</p> <p>2 被貸与者は、当該マグネットを亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、当該マグネットについて実費相当分を賠償しなければならない。</p> <p>3 被貸与者は、当該マグネットを亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、臨時車両マグネット再貸与申請書（様式第22号の4）により市長にマグネットの再貸与を申請することができる。</p> <p>4 汚損又は破損により前項の規定による申請をしようとする者は、汚損し、又は破損した当該マグネットを前項の申請書に添付しなければならない。</p> <p>5 亡失により第3項の規定による再貸与を受けた者は、亡失したマグネットを発見したときは、発見した当該マグネットを直ちに市長に返納しなければならない。なお、マグネットの亡失等に伴い実</p>	<p>に定める法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）、役員若しくは使用人が同条同項同号イからヌまでに該当するか否かを関係機関に照会するものとする。</p> <p>4 市長は、第1項又は第2項に規定する審査の結果、当該基準に適合していないと認めるときは、一般廃棄物収集運搬業不許可通知書（様式第21号）に許可申請書の副本を添えて申請者に交付するものとする。</p> <p>（臨時車両の申請等）</p> <p><b>第12条</b> 許可業者は、許可車両がやむを得ない事由により使用できない場合又はごみ量の臨時的な増加等により、許可車両以外の車両（以下「臨時車両」という。）を臨時に使用せざるを得ないときは、規則第18条の7の規定に関わらず、あらかじめ臨時車両使用承認申請書（様式第22号（甲）（乙））を市長に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の申請において添付する書類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 許可車両がやむを得ない事由により使用できないことを証する書類又は臨時車両を使用せざるを得ないことを排出事業者が証する書類（臨時車両による増車（以下「臨時増車」という。）のうち年末年始における場合を除く。）</p> <p>(2) 臨時車両の自動車検査証の写し</p> <p>(3) 第3条第1項第1号の廃棄物を収集運搬する場合にあっては、収集運搬車両の積載方法等説明書（収集運搬車両がロータリー式またはバック式の圧縮方式を用いたものでない場合に限る。）</p> <p>(4) 臨時車両を使用する権原を有することを証する書類</p> <p>3 臨時車両の使用期間は、2週間を限度とする。ただし、次の各号に掲げる場合は当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 許可車両の故障等による修理でこの期間を超える臨時車両を必要とする場合 2週間毎にその進捗状況を記載した書類を提出したうえで、最長2か月間使用することができる。ただし、この日数を超える臨時車両を必要とする場合で市長がやむを得ない理由があると認める場合を除く。</p> <p>(2) 臨時増車（年末年始における臨時増車を除く。）の場合 年末年始における臨時増車期間を除く新規許可若しくは更新許可又は変更許可の許可期間中における使用日数は14日を限度とする。ただし、この日数を超える臨時増車を必要とする場合で市長がやむを得ない理由があると認める場合を除く。</p> <p>4 臨時車両の承認の基準は次のとおりとする。ただし、第2号及び第3号においては、第3条第1項第1号の廃棄物を収集運搬する場合に限る。</p> <p>(1) 処理施設への搬入の際に支障のない規格であること。</p> <p>(2) 自動排出機能を有し、かつ原則としてロータリー式又はバック式の圧縮方式を用いたものであること。</p> <p>(3) 運輸支局長の登録を受けた車両であること。</p> <p>(4) 年末年始における臨時増車で使用する車両台数は、当該申請者の許可車両台数と同数以下であること。</p> <p>(5) 前項第2号において使用する車両は、当該申請の理由のみに使用するもので、排出量等を勘案し必要最小限の車両台数であること。</p> <p>5 市長は、第1項の承認を行った者に対し、次のとおり交付及び貸与を行う。ただし、第2号においては、第3条第1項第1号の廃棄物を収集運搬する場合に限る。</p> <p>(1) 臨時車両使用承認申請書の副本（以下この条において「副本」という。）の交付</p> <p>(2) 臨時車両マグネット（様式第22号の2。以下「マグネット」という。）の貸与</p> <p>6 前項の規定による交付及び貸与を受けた者は、臨時車両の運行に際しては副本を携帯するとともに、マグネットを臨時車両の両側面に貼付するものとする。また、他の廃棄物処理業等に使用していると誤認しないようにすること。</p> <p>7 第5項の規定による交付及び貸与を受けた者は、当該副本及びマグネットを他人に譲渡し、若しくは貸し付け、又は不正に使用してはならない。</p> <p>（マグネットの亡失等）</p> <p><b>第12条の2</b> 前条第5項の規定によるマグネットの貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）は、当該マグネットを亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、亡失等に関する届出書（様式第22号の3）を作成し、亡失等の日から10日以内に市長に提出しなければならない。</p> <p>2 被貸与者は、当該マグネットを亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、当該マグネットについて実費相当分を賠償しなければならない。</p> <p>3 被貸与者は、当該マグネットを亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、臨時車両マグネット再貸与申請書（様式第22号の4）により市長にマグネットの再貸与を申請することができる。</p> <p>4 汚損又は破損により前項の規定による申請をしようとする者は、汚損し、又は破損した当該マグネットを前項の申請書に添付しなければならない。</p>